揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部の「令和7年度兵庫エリアにおける 地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務」に係る入札等については、関係法令に定め るもののほか、この入札説明書によるものとする。

- ※ 本件業務においては、資料の提出、入札等を紙により行い、電子入札システムは使用しない。
- ※ 本件は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を受け付け、 価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。
- 1 掲示日 令和7年11月11日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部長 新谷 依子 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館5階

3 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務
- (2) 業務内容 ① 地域医療福祉拠点化に係る基礎調査(2団地エリア)
 - ② 管理サービス事務所の改修にかかる基本検討(1団地エリア)
 - ③ 地域関係者等との連携構築への取組み (3 団地)
 - ④ 地域医療福祉拠点化推進に向けた取組み、その他検討に必要となる資料作成

なお、本業務において技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

評価テーマ:

地域医療福祉拠点化を進める団地において地域関係者等との連携構築を目指した取組みを進める上で、留意すべき事項や工夫すべき事項を示し、拠点化団地の特性を活かした取組みの方針や方策案などについて提案してください。

- (3) 業務の詳細な説明 別添仕様書による。
- (4) 履行期間 令和8年1月下旬(契約締結日の翌日)から令和8年11月13日(金)まで(予定)
- (5) 履行場所 原則として受注者の事務所
- (6) 掲示文兼入札説明書の交付期間、場所及び方法 令和7年11月11日(火)から令和8年1月9日(金)までに当機構ホームページからダウンロードすること。

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号) 第331条(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者)及び第332条 (当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者)の規定に該当する者でな いこと。

- (2) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「(入札説明書等別紙) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (4) 当機構西日本(関西)地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の認定を受けていること。
- (5) 平成27年度以降(平成27年4月1日から申請書及び資料の提出日まで。以下同じ。)に完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること。
 - ① 同種業務:公的機関※が発注した、集合住宅内の共用部を活用し地域関係者等と連携した地域活性化に向けたイベントの企画及び運営。当該イベント効果検証のためのアンケート実施及び分析。(但し、再委託による業務の実績、共同企業体の構成員としての実績は含まない。)※国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社をいう。以下同じ。
 - ② 類似業務:公的機関以外のものが発注した、集合住宅内の共用部を活用した地域活性 化に向けたイベントの企画及び運営。当該イベント効果検証のためのアンケート実施及 び分析。(但し、再委託による業務の実績、共同企業体の構成員としての実績は含まない。)
- (6) 次に掲げる基準を満たす現場代理人を本件業務に配置できること。
 - ① 下記のいずれかの資格等を有する者であること。
 - ・一級建築士の資格を有し、建築士法(昭和25年法律第202号)による登録を行って いる者
 - ・技術士(建設部門(都市及び地方計画、建設環境)の資格を有し、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を行っている者
 - ② 平成27年度以降に完了した、(5)に掲げる業務に従事した経験(再委託等条件についても(5)に同じ。)を有する者であること。
 - ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、参加希望者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取扱う。
- (7) 申請書、資料及び技術提案書に記載された内容によっては、本件業務の目的、内容及び 留意点等が十分に理解されているとはいえず、或いは、本件業務を行うために必要となる 履行体制及び人員が確保されておらず若しくは業務の品質確保のために必要となるバック アップ体制が構築されているとはいえないことから、契約の内容に適合した業務の履行が 十分になされないおそれがあって著しく不適当であると認められる者でないこと。
- 5 総合評価に係る事項
- (1) 総合評価の方法
 - ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる② の「価格評価点」と③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
 - ② 価格評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は30点とする。

価格評価点=価格評価点の最高点数×(1-入札価格/予定価格)

- ※ 上記算出式で価格評価点が30点を上回る場合、価格評価点は30点とする。
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

技術評価点= (技術評価点の最高点数=60点) × (技術点/技術点の満点)

また、技術点の算出は、技術提案書の内容に応じて、下記の評価項目毎に評価を行い、 技術点を与えるものとし、満点は60点とする。

- イ 企業の経験及び能力
- ロ 配置予定の現場代理人の経験及び能力
- ハ 実施方針
- ニ 評価テーマに関する技術提案
- (2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と(1)③の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(1)によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を 決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

技術提案書の内容について、別紙1の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

6 担当部署

(1) 公募条件ほか(2)以外について

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館5階 独立行政法人都市再生機構 西日本支社

兵庫エリア経営部 エリア計画課 電話078-242-6634

(2) 入札手続及び一般競争参加資格について

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館5階 独立行政法人都市再生機構 西日本支社

兵庫エリア経営部 企画課 電話078-242-6634

7 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書(別記様式 $1-1\sim1-3$)及び資料(別記様式 $2\sim8$)を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた 者は、本競争に参加することができない。

① 一般競争参加資格の申請

本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次

に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(4)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(4)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(4)の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(4)の事項を満たしていなければならない。

この場合、下記②のとおり一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品購入等)及 び添付書類を提出して、物品購入等に係る競争に参加する資格の審査を申請すること(詳 細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→物品購入 等の「随時受付」事項を参照)。

- ② 申請書及び資料の提出
 - イ 提出期間:令和7年11月11日(火)から令和7年11月26日(水)までの土曜日、日曜 日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ロ 提出場所: 6(1)に同じ。
 - ハ 提出方法:申請書及び資料の提出は、一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着。表封筒に「『令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務』に係る申請書・資料在中」と朱書きすること。)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 申請書は、別記様式1-1~1-3により作成すること。
- (3) 資料は、別記様式2~8により作成すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月19日(金)までに通知する。
- (5) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由 について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限:令和7年12月26日(金)午後5時
 - ② 提出場所:6(1)に同じ。
 - ③ 提出方法:書面は、一般書留郵便により郵送(上記提出期限までに必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年1月9日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 発注者は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) 仕様書及びこの入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 提出期間:令和7年11月12日(水)から令和7年12月22日(月)までの土曜日、日曜日 及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ② 提出場所: 6(1)に同じ。
 - ③ 提出方法:一般書留郵便により郵送(上記提出期間内に必着)することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間:令和7年12月26日(金)から令和8年1月13日(火)までの土曜日、日曜日及び 祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(12時から13時を除く)
 - ② 方法:6(2)において閲覧させるので、希望日時の1営業日前までに、あらかじめ6(2) 記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に行うこと。

10 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限:令和8年1月13日(火)午後3時まで
- (2) 提出場所: 6(2)に同じ。
- (3) 提出方法:一般書留郵便による郵送(上記提出期限までに必着)により行うものとし、提出場所への持参または電送によるものは受け付けない。 なお、入札封かん用封筒には入札書のみ封入するものとし、委任状については別封とすること。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時: 令和8年1月14日(水)午前10時 ※開札時の立会いは不要とする(次ページ15に記載の通り)。
- (2) 場所:6(2)に同じ。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札方法等

(1) 別記様式9-1に基づき、入札書(別記様式9-3)は、入札書の提出期限までに、一般書

留郵便により郵送(提出期限までに必着)すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書に必要事項を記入(入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要(代理人の場合は委任状(別記様式9-4))である。)したものを中封筒に入れ、封をし、業務名、開札日時及び入札者名を明記すること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、①上記の中封筒、②提出書類一覧(別記様式9-2)、必要に応じて③年間委任状又は委任状を入れ、封をすること。

- (2) 入札参加者は、作成した入札書について、入札案件ごとに封をすること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札については、入札日 時を別途通知するものとし、入札方法等については、1回目の入札と同様に(1)から(3)による。
- 14 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- 15 開札

開札は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行うものとし、入札者の立ち合いを不要とする。

16 入札の無効

この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得(当機構ホームページ→入札・契約情報 →入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照)等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において指名 停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない 者は、競争参加資格のない者に該当する。

- 17 落札者の決定方法 5(2)による。
- 18 手続における交渉の有無 無
- 19 契約書作成の要否等

別添契約書(案)により当機構において契約書を作成する。

- 20 支払条件 完成払
- 21 関連情報を入手するための照会窓口 6に同じ。

22 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(https://www.ur-net.go.jp/)の「入札・契約情報」に掲されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の業務責任者を当該業務に配置すること。
- (5) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」(機構ホームページ

(https://www.urnet.go.jp/order/lrmhph0000002r5-att/jni4dd0000001nad.pdf))を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

- (6) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(機構ホームページ (https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000002r5-att/lrmhph000001e87g.pdf))を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (7) 機構が取得した文書(例:競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (8) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力を していただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ます ので、ご了知願います。 ① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称 及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表し ます。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終 職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2 以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長相当職以上経験者に係る 情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高
- ④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

以上

|※当支社では駐車場のご用意はございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。|

別紙 1

技術点を算出するための基準

競争参加資格確認資料の内容については、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

分	評価		評価の着目点	評価
類	項目		判断基準	ウエイト
基本事項評価	企業の経験及び能力	業務実績	(別記様式2) 平成27年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績が2件ある。 ② 同種業務の実績がある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 8 ② 4 ③ 0
	万 .	企業独自の	(別記様式3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について、下記の認定等の区分に応じ評価する。※1	
		取	女性活躍推進法に基づプラチナえるぼし	2
		組	く認定(えるぼし・プラえるぼし3段階目	2
			チナえるぼし認定企業) えるぼし2段階目	2
			等※2 えるぼし1段階目	1
			行動計画	1
			次世代法に基づく認定プラチナくるみん認定	2
			(くるみん・プラチナく くるみん認定(R7.4~基準)	2
			るみん・トライくるみん くるみん認定(R4.4~R7.3基準) 認定企業) ※3 トライくるみん認定(R7.4~基準)	2 2
			認定企業)※3 トライくるみん認定(R7.4~基準) くるみん認定(H29.4~R4.3基準)	2
			くるみん認定 (R2.3 4° R4.3 基準) トライくるみん認定 (R4.4~R7.3 基	
			作) イ く る み ん 訟 た (K4. 4 ~ K7. 3 基 準)	2
			くるみん認定(~H29.3基準)	1
			行動計画(R7.4~基準)	1
			若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※4	2
			上記認定等のいずれにも該当しない	0
	人の経験及び能力配置予定の現場代理	地域精通度	(別記様式5) 平成27年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を履行場所※5に応じて下記の順位で評価する。 ① 兵庫県又は大阪府における実績がある。 ② 滋賀県、京都府、奈良県又は和歌山県における実績がある。 ③ ①②を除く西日本支社業務区域※6内における実績がある。	① 2 ② 1 ③ 0

業 (別記様式5) 務 平成27年度以降に完了した同種又は類似業務の実績について、 下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績が2件ある。 ②同種業務の実績がある。 ③類似業務の実績がある。	① 8 ② 4 ③ 0
技 実 業 (別記様式6)	0~10
実施体制 ・人員体制(専門性・経験等を加味した配員計画等)や企業としてのバックアップ体制(ミス防止・バックアップのための組織体系や仕組等)等、業務を遂行する上で適切な実施体制の提案となっている場合に優位に評価する。・業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。・業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。なお、業務の目的が理解されておらず、実施体制や工程計画等が著しく劣る場合は評価しない。また、業務の品質確保のために必要となる履行体制、人員確保及びバックアップ体制等が構築されておらず、業務の履行が充分になされないおそれがある場合には、欠格とする。	0~10
評価 (別記様式8) 的確性 (与条件との整合性がとれているか等)、実現性 (提案 内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となって いるか等) 及び実現手法を考慮し、総合的に評価する。 [評価テーマ] 地域医療福祉拠点化を進める団地において地域関係者等との 連携構築を目指した取組を進める上で、留意すべき事項や工 夫すべき事項を示し、拠点化団地の特性を活かした取組の方針や方策案などについて提案してください。	0~20
合計	60

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)をいう。
- ※3 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に 適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合する ものと認定された企業をいう。
- ※5 履行場所とは、当該業務が対象とする物件の所在、業務対象範囲又は業務区域等をいう。
- ※6 西日本支社業務区域は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県、岡

山県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県をさす。

※7 記載内容が、業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合には、欠格とする。

別紙2

請負契約書(案)

1 契約の名称 令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討

推進業務

2 仕様 別添仕様書のとおり。

3 履行期間 令和8年 月 日から令和8年11月13日まで

4 契約金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

5 支払条件 完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。 この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号三宮ビル南館5階

氏 名 独立行政法人都市再生機構西日本支社

兵庫エリア経営部長 新谷 依子 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるとき は発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする (以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)。 (権利義務の譲渡等)
- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に 係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものと する。

(仕様書等の変更)

- 第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その 理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数 は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由によ り納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年(365日当た り) 3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。 (損害の負担)
- 第8条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならな

11

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の 負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり 直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項 の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

- 第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

- 第11条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履 行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することがで きる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減 額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないで その時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたと きは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが 協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたと き。
 - 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- 三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと 認められるとき。
- 四 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
 - 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
 - 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成 することができないとき。
 - 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
 - 八 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、 受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の 代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴 力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と していた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除 を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - 十 第19条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を 経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき は、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由
 - によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (発注者の損害賠償請求等)
- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができるものとする。
 - 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第13条又は第14条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第13条又は第14条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75 号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、 遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額を請求することができる ものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第19条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求 に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなけ ればならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間 を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅 延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第20条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2 項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。(契約不適合責任期間等)
- 第21条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことを もって免れるものではない。
- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民 法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることが

できない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第22条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第24条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議 して定めるものとする。

別記様式 1-1

令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務

競争参加資格確認資料提出書類一覧

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、参加申込書等提出時にご提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

	TIXITIX/ITIMI (CIXIT) UILIA	V O O .	, ,,,,,		
項番	書類名称 (※使用する様式)	提出 部数	提出 期限	備考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書 (別記様式1-2)	1部		所定様式	
2	使用印鑑届 (別記様式1-3)及び 印鑑証明書(原本)	1 部	令和7年 11月26日 (水)	使用印鑑届又は年間委任状を未提出の場合は、印鑑証明書(原本)と合わせて提出すること。 使用印鑑届は、記載例を参照の上、(別記様式1-3)にて提出すること。	
3	提出書類一覧 (別記様式 1-1)	1 部	(30)	法人等名称を記載の上、本書を提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

- ① 入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をPC 等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ② 項番1については、競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出済みであり、必要な 資格を有するものと認められることを条件に入札書等関係書類を提出する場合は、当該申請書を受付 した際に機構が交付する受付票の写しを添付するものとする。

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

マックコ マグ・ロ ノ・ノ・ィ			
豆 郷 笛 ケ 冷口			

(提出者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(連絡先) 支店等・部署

担当者名

電話番号

FAX番号

令和7年11月11日付けで掲示のありました「令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務」に係る競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達 第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び資料の内容については事実と相 違ないことを誓約します。

※1 入札説明書 4 (4) の業者登録番号を記載のうえ、提出日時点の登録状況について、該当箇所の□にチェックのうえ記入すること。

登録 又は請 状況	令和 7·8 年度	□登録済 □業種・地区の追加申請中 □今回申請(受付日:	(本店所在府県及び申請日:))

注1 申請書及び資料として別記様式1-1から別記様式8まで及び別途指定する確認資料等を 提出してください。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください (紙入札で参加する場合にのみ必要です。)

注2 一般競争(指名競争)参加資格に係る申請手続き中の場合は、当機構から送信される「受理 通知メールの印刷」又は「受理票」の写しを、本様式に添付してください。

使 用 印 鑑 届

使用印	実印	

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 注2 本届には、印鑑証明書(原本・発行開始日から3か月以内)を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 注3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使 用 印 鑑 届



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。





独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 注2 本届には、印鑑証明書(原本・発行開始日から3か月以内)を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 注3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

企業の平成 27 年度以降に完了した業務の実績 提出者名:

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独
業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関	
住所	
TEL	
業務の概要	
※ 3	
技術的特徴	
※ 3	

- ※1 入札説明書4(5)に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
- ※2 「単独」と記載すること。
- ※3 具体的に記載すること。
- 注1 記載する業務の実績の件数は2件までとし、1件につきA4判1枚以内に記載する。
- 注2 記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- 注3 別記様式5に記載した技術者の業務の実績を重複して記載できる。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況 提出者名:

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等	
○ プラチナえるぼしの認定を取得している。	
【 該当 ・ 該当しない ○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。	-
【 該当 ・ 該当しない ○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。)
【 該当 ・ 該当しない ○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の 基準を満たしている。)
【 該当 ・ 該当しない 〇 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、 かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。	`
【 該当 ・ 該当しない	1
2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	
2	
【 該当・ 該当しない	1
○ 「くるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)を取得している。	-
【 該当 ・ 該当しない	-
○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)を取得している。	-
【 該当 ・ 該当しない	1
○ 「トライくるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)を取得している。【 該当 ・ 該当しない	1
○ 「くるみん認定」(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)を取得している。	1
ている。 【 該当 ・ 該当しない	1
○ 「トライくるみん認定」(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)を取得しいる。	-
【 該当 ・ 該当しない]
○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。	
【 該当 ・ 該当しない	
○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和4年4月1日以 に第字又は亦更しており、かつ、常時屋田まる労働者が100人以下である。	
に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が 100 人以下である。 【 該当 ・ 該当しない]

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

注1 1~3の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに○を付けること。

注2 それぞれ、該当することが確認できる書類(認定通知書、一般事業主行動計画策定・変更

届(都道府県労働局の受領印付)(各写し))を添付すること。

注3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、各項目中「認定を取得」、「策定・届出をしている」とあるのは、それぞれ「認定に相当」、「策定している状態に相当している」と読み替え、該当することが確認できる書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書(写し))を添付すること。

配置予定の技術者等の保有資格等 提出者名:

1 現場代理人

	Ju.,,	7 V-1./ V				
氏	名:					
所	禹・役	·職:				
			(入社年)	月日:	年 月	日)
		資格等名称・部門・分野等		登録等番号	取得年月	実務経験
,,,						
保有	資格					
有資格等	※ 1					
格等						
-,1						
	経歴					年

^{※1} 資格を証する書類の写しを添付すること。

注 雇用関係を証明する資料を添付すること (健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。)。

現場代理人の平成27年度以降に完了した業務の実績 提出者名:

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独
業務名称	
契約金額	
履行期間	
履行場所※5	
発注機関	
住所	
TEL	
業務の概要	
※ 3	
	(○○技術者として従事) ※4
技術的特徴	
※ 3	
当該技術者の	
担当業務の	
内容	

- ※1 入札説明書4(5)に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
- **※**2 「単独」と記載すること。
- ※3 具体的に記載すること。
- ※4 「管理(主任)」「担当」のいずれかを記載すること。 ※5 履行場所とは、当該業務が対象とする物件の所在、業務対象範囲又は業務区域等をいい、履 行場所により地域精通度の評価を行う(入札説明書5(3)参照のこと。)。
- 注1 記載する業務の実績の件数は2件までとし、1件につきA4判1枚以内に記載する。
- 注2 記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- 注3 別記様式2に記載した企業の業務の実績を重複して記載できる。

実施方針 提出者名:

・本件業務の実施方針			жы п п	• 本件業務	の実施フロ	1-	
		• 7	 大件業務の	工程計画%	6 1		
業務区分※2			業務	工程			備考
未伤区万次2	月	月	月	月	月	月	1佣石

- ※1 ①具体的な動員数(概数(人・日(換算人員)))及び②工程計画を、業務区分毎に明記するこ と。なお、様式については、上記を参考に提案者の判断により作成可とする。
- ※2 仕様書に基づき、具体的な作業内容又は検討項目を記載すること。なお、一部を再委託する 場合については、当該部分はカッコ書き等により明記すること。
- 注1 本件業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、A4判 1枚以内に、文字サイズ10ポイント以上で、簡潔に記載すること。 注2 提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

業務実施体制 提出者名:

1 業務実施体制(1)

1 業務美施体制			
職階	氏 名	所属・役職	担当する分担業務の内容
現場代理人			
担当技術者 配置	予定人数	Λ	
		担当技術者(予定)	
氏 名	所属・役職	資格・経験年数	等 担当する分担業務の内容

注氏名にはふりがなをふること。

2 業務実施体制(2)

分担業務の内容	再委託先・技術協力先及びその理由(技術的特徴等)
S	

注 他の企業等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ、記載する(これらを行わない場合は記載する必要はない。)

評価テーマに対する技術提案 提出者名:

【評価テーマ】
地域医療福祉拠点化を進める団地において地域関係者等との連携構築を目指した取組みを 進める上で、留意すべき事項や工夫すべき事項を示し、拠点化団地の特性を活かした取組み
ためるエミ、歯息り、き事項でエスり、さ事項を示し、拠点化団地の特性を活がした取組み の方針や方策案などについて提案してください。
マンカエトカ水米などについて促来してくたとい。

注1 本件業務の内容に沿った技術提案を、曖昧な表現を避け具体的かつ明確に記載すること。 記載にあっては、1テーマにつき、(下記添付図表等を除いて) A 4 判 1 枚以内に、文字サイズ 10 ポイント以上で記載すること。

作成は、文章での表現を原則とし、簡潔に記述すること。なお、視覚的表現については、文章を補完するため必要最小限の範囲においてのみ認め、本様式に添付してA4判1枚以内において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用いることは支障ないが、本件のために特に作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

注2 提案者及び協力を求める学識経験者等が特定できる記述は行わないこと。

別記様式9-1

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の 印影照合を行うため、<u>使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)</u>及び <u>印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)</u>を提出してください。 (一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。 また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、<u>年間</u> <u>委任状</u>及び<u>印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)</u>を提出してください。 (一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2 年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

以上

別記様式9-2

令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務

入札書提出書類一覧

(法人等名称)

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。提出前にこの一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書提出時にご提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	提出 期限	備考	機構 使用 欄
1	入札書 (別記様式 9 - 3)	1部	令和8年 1月13日 (火)	(入札金額の計算について) 入札参加者等の入札金額は、仕様書の発注予定数量に単価を乗じて算出するものとする。 入札金額は税抜き価格になるので注意すること。 (入札書の提出について) ・入札書は封筒に封入・封緘し、見本のように代表者又は代理人の印で封印すること。 ・入札書には、代表者又は代理人の記名押印がなされていること。(詳細は「入札心得書」参照)	
2	委任状 (別記様式9-4)	1 部		代表者以外の者が入札書等を持参する 場合及び開札に立ち会う場合に必要。 当機構へ年間委任状を提出している場 合、「代理人」から「復代理人」への委 任としていること。	
3	提出書類一覧 (別記様式 9 - 2)	1部		法人等名称を記載の上、本書を提出すること。	

【提出書類作成における注意事項】

入札説明書等に所定の様式を添付している場合は、所定の様式を使用すること。所定の様式をPC等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

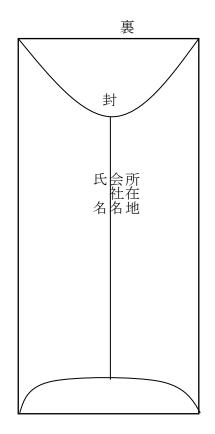
入 札 書

金 円也(税抜)	
(総価をご記入ください)	
但し、令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた	た検討推進業務
上記の金額で上記の業務を請け負いたく、入札説明書、契約書案、規構書を承諾の上、入札します。	入札心得書及び仕
令和 年 月 日	
住 所 商号又は名称 氏 名 代理人	印 ※1 印 ※1
独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿	
※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):担当者(会社名・部署名・氏名):	<u> </u>
※2 連絡先(電話番号) 1 :連絡先(電話番号) 2 :	<u> </u>
※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合には、 <u>押印は不要</u> です。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。	

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

封筒記載例





- ※ 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織、役職及び氏名を記載すること。
- ※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。
- ※ 郵送にあたっては中封筒とする。

別記様式9-4

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する令和7年 度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務に関し、下記の権限を 委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 商号又は名称 代 表 者

印

 (受任者) 住
 所

 商号又は名称
 氏
 名
 印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。ただし、既に 使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 注2 委任事項は、明確に記載すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復 代 理 委 任 状

私は を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する 令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務に関 し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 商号又は名称 所 属 部 署 氏 名

印

(受任者) 住所商号又は名称所属部署氏

囙

独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

注 委任事項は、明確に記載すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する令和7年度兵庫エリアにおける地域医療福祉拠点化の形成に向けた検討推進業務に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住所商号又は名称代表者

(受任者) 住所商号又は名称氏名

独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

(委任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担 当 者(会社名・部署名・氏名):
連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :
(受任者)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担 当 者(会社名・部署名・氏名):
連絡先(電話番号) 1 :
i 終失 (雲話釆号) ? ·

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

復代理委任状

私は	を代理人と定め、	独立行政法人都市再生機構西日本支社の	の発注する令和7年
度兵庫エリアに	こおける地域医療福祉	拠点化の形成に向けた検討推進業務に関	刈し、下記の権限を
委任します。			

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

所 属 部 署 ○○支店

氏 名 支店長 〇〇 〇〇

(受任者)住 所 〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 ○○○○株式会社

所属部署 ○○支店 ○○部

氏 名 ○○ ○○

独立行政法人都市再生機構西日本支社

兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

(委任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○-○○○

連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○-○○○

(受任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担 当 者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○-○○○

連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○-○○○

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 注2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委 任 状

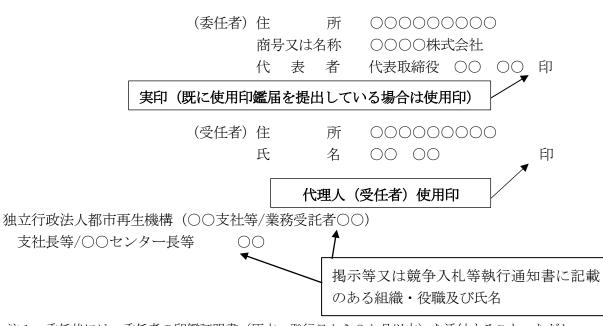
私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構(○○支社等/業務受託者○ ○)の発注する(工事等名)に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 0000

代理人 使用印鑑

年 月 日



- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。ただし、 既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 注2 委任事項は、明確に記載すること。
- 注3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復代理委任状

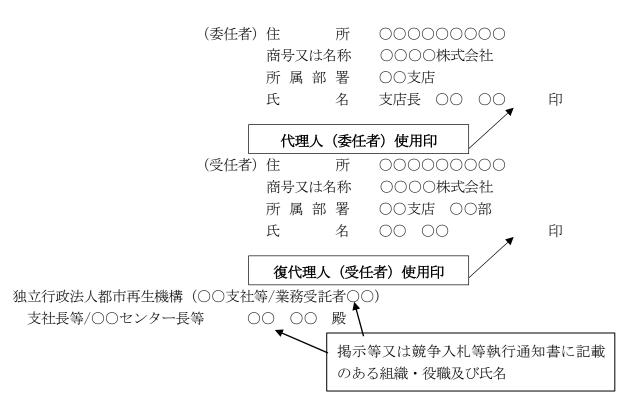
私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構(○○支社等/業務受託者○ ○)の発注する(工事等名)に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 0000

復代理人 使用印鑑

年 月 日



- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 注2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構(○○支社等/業務受託者○ ○) の発注する(工事等名)に関し、下記の権限を委任します。

年 月 日

(委任者) 住所商号又は名称代 表 者

 (受任者) 住
 所

 氏
 名

独立行政法人都市再生機構(〇〇支社等/業務受託者〇〇 支社長等/〇〇センター長等 〇〇 〇〇 殿 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載 のある組織・役職及び氏名

連絡先は責任者と担当者で2以上記載する ことが望ましいが、1つしか無ければ1つ でも可。

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 注2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
- 注3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

復代理委任状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構(○○支社等/業務受託者○ ○) の発注する(工事等名)に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 0000

契約行為等、押印省略対象外となる手続を 含まないこと

年 月 日

(委任者) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

所 属 部 署 ○○支店

氏 名 支店長 〇〇 〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 所属部署 〇〇支店 〇〇部

氏 名 〇〇 〇〇

独立行政法人都市再生機構(〇〇支社等/業務受託者〇〇) 支社長等/〇〇センター長等 〇〇 〇〇 殿 掲示等又は競争入札等執行通知書に記載 のある組織・役職及び氏名

連絡先は責任者と担当者で2以上記載する ことが望ましいが、1つしか無ければ1つ でも可。

本件責任者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担 当 者(会社名・部署名・氏名):(株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○-○○○

連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○-○○○

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
- 注2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。
- 注3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。